

# 中小企業の業種別組合から見た取引適正化・ 価格転嫁推進の現状、課題、対応について

令和8年10月7日



全国中小企業団体中央会

## 本日のポイント

- 1 . 制度整備は進んだが、浸透・実装には課題
- 2 . 地域・規模・業種・取引構造等による多様な実態
- 3 . 取引条件の見える化の必要性
- 4 . 実務者が使えるガイダンスが必要
- 5 . 中小企業組合は実装支援の担い手

## 本日のポイント

- 1 . 制度整備は進んだが、浸透・実装には課題
- 2 . 地域・規模・業種・取引構造等による多様な実態
- 3 . 取引条件の見える化の必要性
- 4 . 実務者が使えるガイダンスが必要
- 5 . 中小企業組合は実装支援の担い手

## 1. 制度整備は進んだが、浸透・実装には課題

| 制度整備が進んだ事項                                                                                                                                                                                        | 実務上の課題・問題（声）                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●中小受託取引適正化法（取適法）の施行</li> <li>●労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する改正指針</li> <li>●知的財産取引に関するガイドライン</li> <li>●改定優越的地位濫用ガイドライン</li> <li>●改正物流特殊指定・支払告示（※R9.4.1施行）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●法制度が多岐にわたり、分かりにくい</li> <li>●実務でどう使えばよいか分からない</li> <li>●交渉資料（価格交渉の根拠資料）が整わない</li> <li>●自社にとって、具体的に何から手を付けたらいいか分からない</li> </ul> <p style="text-align: right;">参考：全国中央会調査</p> |

## 本日のポイント

- 1 . 制度整備は進んだが、浸透・実装には課題
- 2 . 地域・規模・業種・取引構造等による多様な実態
- 3 . 取引条件の見える化の必要性
- 4 . 実務者が使えるガイダンスが必要
- 5 . 中小企業組合は実装支援の担い手

官公需における価格転嫁の状況①

官公需における価格転嫁率は、全体として低下傾向にあり、直近では大幅に低下している。

2026年3月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果概要

- 2026年3月の「価格交渉促進月間」を踏まえ、2025年10月から2026年3月までの期間における価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況について、中小企業30万社に対しアンケート調査を実施。
- 調査の結果を6/26（金）に公表。

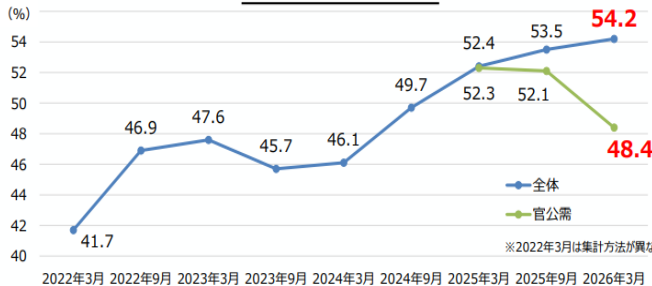
結果概要

- 調査期間：2026年4月20日（月）～6月3日（水）
- 回答企業数：69,625社（回答から抽出される発注者数は延べ91,233社）※前回調査：69,988社（延べ86,538社）
- 回収率：23.2% ※前回調査：23.3%

価格転嫁率

- 価格転嫁率は、前回から0.7ポイント増の54.2%（前回53.5%）。
- 官公需取引に限った場合の価格転嫁率は、前回から3.7ポイント下落し、48.4%（前回52.1%）。

価格転嫁率の推移



※ 価格転嫁率は、「実際のコスト上昇分のうち、価格転嫁が実現した割合」の回答の平均値。以下同様。

官公需における組織別・業種別の価格転嫁の状況

- 全体として価格転嫁率が前回よりも低下傾向にあり、官公需における価格転嫁への対応が不十分な結果。
- 組織区分で見ると、国（府省庁）の転嫁率が最も高く、独立行政法人等、都道府県、市区町村の順に転嫁率が低下しており、規模の小さな機関まで含め取組を進める必要。

組織区分・取引内容別結果

※ 独法等は、国立研究開発法人、国立大学法人等を含む。括弧内は前回2025年9月の結果。

| 組織区分   | 取引内容 | 転嫁率（全体）       | 工事            | 役務            | 物品            | 件数            |
|--------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 官公需全体  |      | 48.4% (52.1%) | 48.7% (52.9%) | 47.6% (48.5%) | 48.9% (53.1%) | 7,840 (7,193) |
| 国（府省庁） |      | 57.8% (60.7%) | 59.2% (66.5%) | 58.0% (53.3%) | 43.6% (45.9%) | 504 (497)     |
| 独法等※   |      | 53.8% (54.5%) | 59.0% (69.7%) | 50.2% (48.7%) | 56.2% (55.3%) | 278 (302)     |
| 都道府県   |      | 50.6% (54.9%) | 51.6% (54.8%) | 50.2% (50.9%) | 43.3% (61.5%) | 2,380 (2,322) |
| 市区町村   |      | 45.7% (49.2%) | 45.3% (49.7%) | 45.0% (46.4%) | 49.6% (49.9%) | 4,678 (4,072) |
| 件数     |      | 7,840 (7,193) | 5,235 (5,100) | 1,618 (1,325) | 745 (657)     | — —           |

受注企業の業種別結果

※ 業種別結果は、30件以上の回答があった業種のみを集計。

| 業種区分          | 価格転嫁率         | 件数            | 業種区分         | 価格転嫁率         | 件数        |
|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|-----------|
| 情報サービス・ソフトウェア | 63.6% (42.2%) | 71 (64)       | 印刷           | 40.4% (41.4%) | 129 (103) |
| 卸売            | 52.0% (55.7%) | 247 (213)     | 電気・ガス・熱供給・水道 | 39.7% (50.0%) | 112 (109) |
| 建設            | 48.8% (52.1%) | 4,713 (4,434) | 農業・林業        | 38.6% (56.4%) | 35 (22)   |
| 小売            | 46.6% (56.6%) | 158 (149)     | 廃棄物処理        | 38.6% (36.2%) | 137 (128) |
| 生活関連サービス      | 46.3% (42.8%) | 36 (50)       | 放送コンテンツ      | 35.0% (48.2%) | 40 (34)   |
| ビルメンテナンス      | 43.2% —       | 192 —         | 警備           | 27.7% —       | 38 —      |

（資料出所） 内閣官房第4回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（令和8年9月10日）配布資料（資料1／経済産業省・中小企業庁）

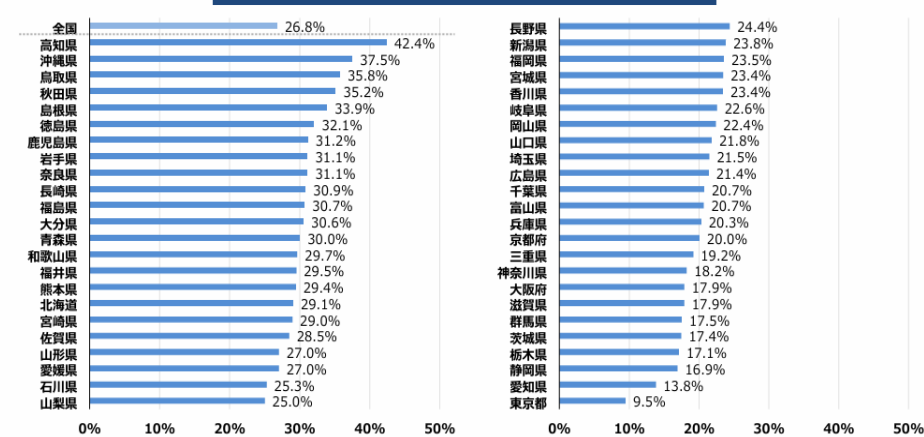
官公需における価格転嫁の状況②

GDPの約4分の1を公的需要が占め、都道府県によって、その割合に大きな差がある。

公的需要が都道府県GDPに占める割合

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の25.7%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）

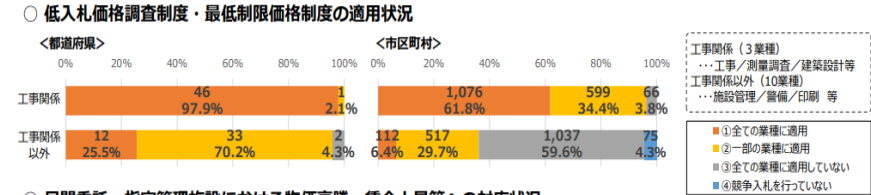


(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。  
全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。  
(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に事務局にて作成。

地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた取組状況の調査結果（概要）

総務省 MIC 資料4

- 自治体の発注における適切な価格転嫁に向けた取組状況を把握するため、フォローアップ調査（基準日：R8.4.1）を実施し、その結果を「見える化」して公表。調査結果を踏まえ、取組状況を令和8年度の普通交付税の算定に反映。
- 特に市区町村における対応が進んでいない。自治体における価格転嫁への意識の低さは未だ改善されていないと考えられ、説明会（8/6）及び個別ヒアリング（10月）の実施により、個別に助言や改善要請を実施する。



民間委託・指定管理施設における物価高騰、賃金上昇等への対応状況

| 調査対象業務・施設 | 都道府県                       |                      |                                | 指定都市                         |                |                               | 市区町村                         |                |                               |
|-----------|----------------------------|----------------------|--------------------------------|------------------------------|----------------|-------------------------------|------------------------------|----------------|-------------------------------|
|           | 客観的指標※1<br>ベースの<br>予算積算実施率 | スライド<br>条項等導入<br>率※2 | 契約額・指定<br>管理料の増加率<br>(R7→R8)※3 | 客観的指標<br>ベースの<br>予算積算実施<br>率 | スライド<br>条項等導入率 | 契約額・指定<br>管理料の増加<br>率 (R7→R8) | 客観的指標<br>ベースの<br>予算積算実施<br>率 | スライド<br>条項等導入率 | 契約額・指定<br>管理料の増加<br>率 (R7→R8) |
| 民間委託      |                            |                      |                                |                              |                |                               |                              |                |                               |
| 本庁舎清掃     | 91.5%                      | 38.3%                | 8.7%                           | 80.0%                        | 30.0%          | 1.0%                          | 49.3%                        | 23.8%          | 5.1%                          |
| 本庁舎夜間警備   | 93.6%                      | 40.4%                | 7.5%                           | 84.2%                        | 36.8%          | 7.1%                          | 46.1%                        | 22.8%          | 6.2%                          |
| 一般ごみ収集    | —                          | —                    | —                              | 95.0%                        | 35.0%          | 4.4%                          | 64.2%                        | 23.6%          | 4.2%                          |
| 指定管理      |                            |                      |                                |                              |                |                               |                              |                |                               |
| 学校給食      | 67.4%                      | 34.8%                | 5.3%                           | 90.0%                        | 50.0%          | 5.1%                          | 53.8%                        | 27.6%          | 5.2%                          |
| スポーツ施設    | 83.0%                      | 61.7%                | 3.4%                           | 85.0%                        | 65.0%          | 4.3%                          | 51.4%                        | 40.9%          | 4.1%                          |
| 文化会館      | 83.7%                      | 60.5%                | 3.8%                           | 85.0%                        | 60.0%          | 2.8%                          | 58.7%                        | 41.7%          | 3.4%                          |
| 福祉・保健センター | 86.5%                      | 67.6%                | 6.6%                           | 95.0%                        | 60.0%          | 5.3%                          | 53.8%                        | 39.1%          | 4.0%                          |

※1 消費者物価指数、最低賃金、企業物価指数など  
(参考) 消費者物価指数（総合指数・2025年平均）の上昇率 前年比3.2% / 最低賃金（令和7年度全国加重平均）の上昇率 前年度比6.3%  
※2 内部向けマニユアル等で物価上昇の際に、事業者と協議して増額する旨を定めている場合などを含む。  
※3 単純平均による増加率

(資料出所)  
内閣官房第4回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ  
(令和8年9月10日) 配布資料（資料4／総務省）

## 全国平均だけでは見えない現場

**地域・規模・業種・取引構造等に応じた実態把握が必要**

| 地域・規模        | 業種・取引構造                |
|--------------|------------------------|
| ●都市部と地方部     | ●製造業（多重下請構造）           |
| ●中小企業・小規模企業  | ●物流業<br>（物流事業者・荷主・着荷主） |
| ●官公需依存度の高い地域 | ●小売・サービス業<br>（発注者と受注者） |
|              | ●廃棄物処理業、リサイクル業         |
|              | ●清掃業、ビルメンテナンス業         |

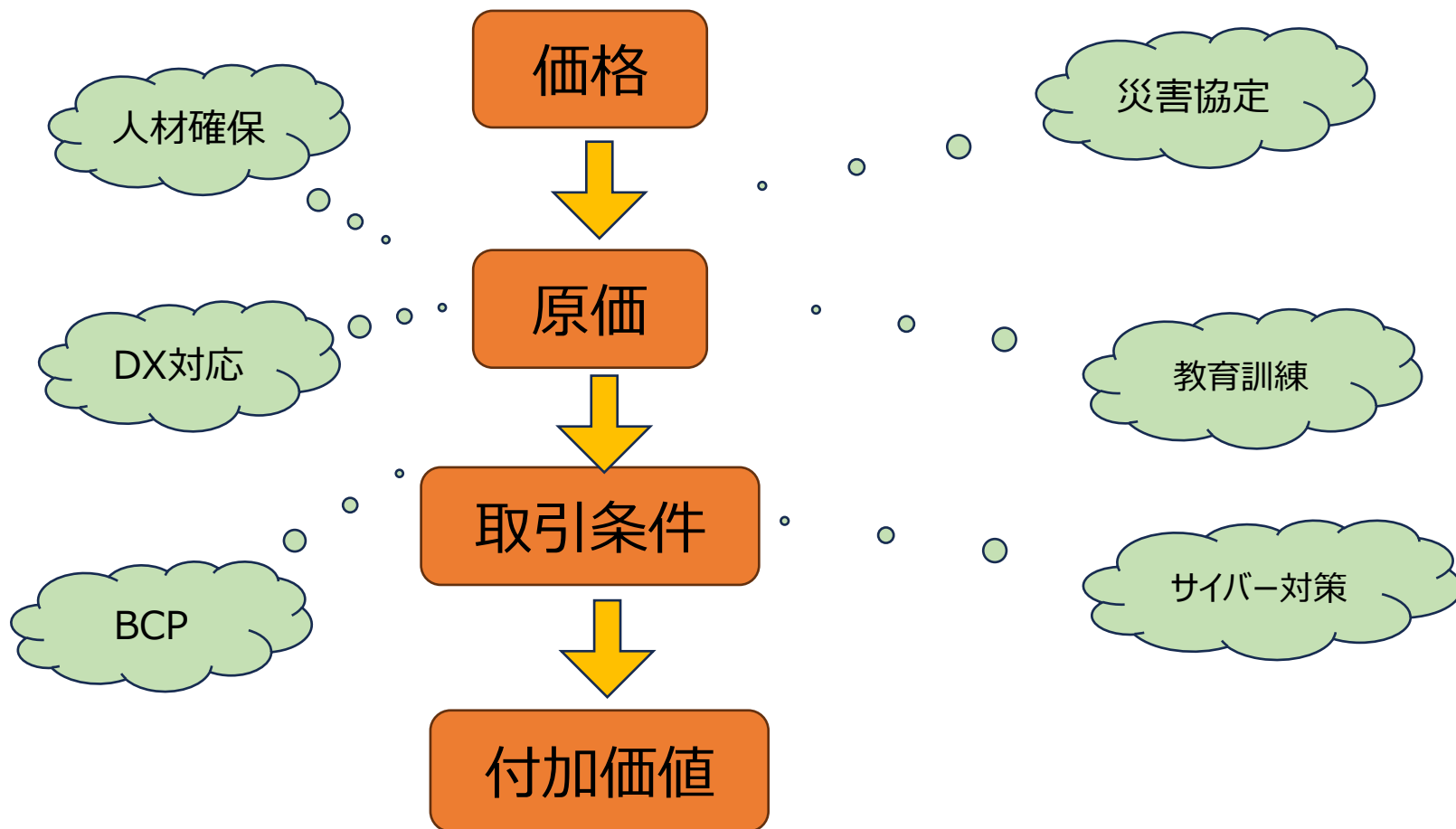
◆地域に根強く残る商慣習には、相談件数などを県ごとに見える化◆

価格転嫁率だけでなく、サプライチェーンのどの段階で  
転嫁が停滞しているのか把握することが重要

## 本日のポイント

- 1 . 制度整備は進んだが、浸透・実装には課題
- 2 . 地域・規模・業種・取引構造等による多様な実態
- 3 . 取引条件の見える化の必要性**
- 4 . 実務者が使えるガイダンスが必要
- 5 . 中小企業組合は実装支援の担い手

## 見える化すべきは、価格だけではない



- ◆清掃業務は単に「清掃」ではなく 廃棄物処理や衛生管理等も担う
- ◆BCPや人材育成コストも サプライチェーン維持のための必要コスト

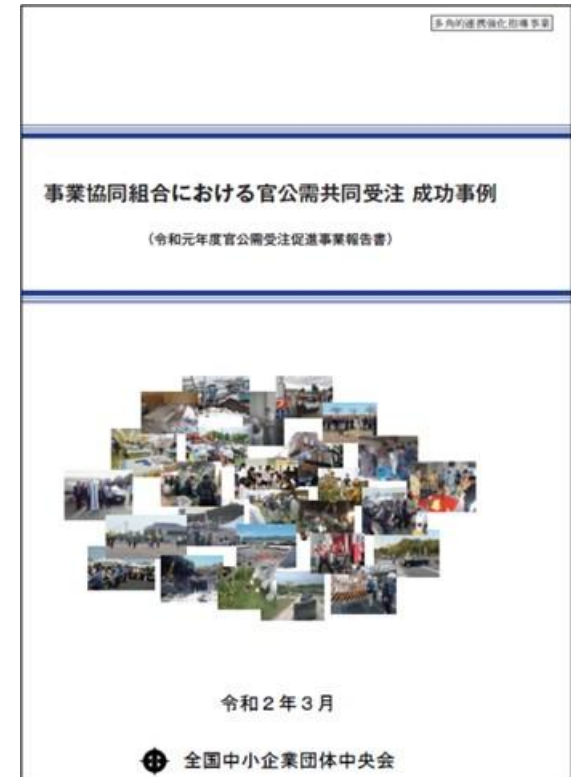
## ◆組合による付加価値向上の取組事例（官公需受注成功事例集より）

成功する官公需適格組合は、

- ①「業界全体や組合員の資質・**技術力の向上**」に秀でた組合
  - ②「独自の技術やシステム開発」に秀でた組合
  - ③「**BCP策定**や災害協定等行政との連携」に秀でた組合
  - ④「地域貢献」に秀でた組合
  - ⑤「**提案受注**」に秀でた組合
- であり、これらの特徴を発揮することによって、持続的に安定的な受注を達成しており、地域からの高い信頼を勝ち得ている。

官公需受注促進事業委員会 牛丸委員長メッセージより

（参考）



## 本日のポイント

- 1 . 制度整備は進んだが、浸透・実装には課題
- 2 . 地域・規模・業種・取引構造等による多様な実態
- 3 . 取引条件の見える化の必要性
- 4 . **実務者が使えるガイダンスが必要**
- 5 . 中小企業組合は実装支援の担い手

## 全国中央会の取組事例（フリーランス新法を機に）

実装に向けて、実務担当者レベルでは「何をどう実践すればよいか」との声も依然として多い。発注者・受注者双方が活用できる実務ガイドンスを作成。

### 組合が作成する 標準契約書又は 標準契約約款を 活用しよう！



#### 組合※による標準契約書又は標準契約約款の活用

（※中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合・中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合）

標準契約書・標準契約約款・ひな形の活用は、業種に適した共通事項を定めるもので、

- 発注者となる事業者にとって、
  - ・下請代金法やフリーランス法で求められる明示義務を果たすことができるだけでなく、漏れなく契約条件を明示することもできるなど、適正な取引を実現することができる
- 受注者となる事業者にとって、
  - ・条件を予め提示することができ、条件の改善や価格交渉の強化を実現できる
- また、両者にとって、
  - ・個々の発注においては簡潔なやりとりで完了できる
  - ・詳細な条件を予め明示でき、トラブルの未然防止や早期解決につながる
- さらに、組合ととも、
  - ・事業や業界性質に特化した契約内容について、組合員事業者に提示・支援ができる

といったメリットがあります！

標準契約書等を活用する場合は、個別取引に際して作成する契約書や見積書（あるいは発注書）に「その他の事項は、XXXXXXXX組合作成の『標準契約書（標準契約約款）』（202X年00月00日策定）によります」と記載することで、標準契約書等の定めが個別取引にも適用されることになります。



全国中小企業団体中央会

### 第1 発注者となる事業者及び その組合の方へ

#### I 事業者が組織する組合による標準契約書ないし標準契約約款の作成

事業者によって組織される組合において、「標準契約書」又は「標準契約約款」を作成し、組合員事業者の使用する契約書、あるいは発注書（あるいは見積書）に、「標準契約書、あるいは標準契約約款に準拠する」旨の記載を行うことによって、組合員事業者の事業取引について、今まで契約書無しに行われていたものが、契約書によって契約が規律されるようになります。

#### II フリーランスに対して業務を発注する事業者が組織する組合による標準契約書ないし標準契約約款の作成

人手不足の中、フリーランスに対して安定的に業務を発注するためには、フリーランスとの契約条件を明確にして業務を発注するようにすることが有効です。

フリーランスに対して業務を発注する事業者によって組織される組合において、組合員事業者がフリーランスを相手方として行う取引につき、発注する業務内容からみて合理的な内容となる標準契約書又は標準契約約款を作成し、組合員事業者において、フリーランスに発注する場合に、フリーランスとの契約書に「XXXXXXXX組合の標準契約書に準拠する」旨の記載を行い、あるいは組合員事業者がフリーランスを相手方として使用する発注書に「XXXXXXXX組合の標準契約約款に準拠する」旨の記載を行うことによって、組合員事業者がフリーランスを相手方として発注する業務が、いまだ契約書無しに行われていたものが、契約書または約款によって規律されるようになります。

#### III フリーランスが組織する協同組合による標準契約書ないし標準契約約款の作成

フリーランスの権利を保護するためには、フリーランスの相手方事業者との契約の条件を明確にして業務を受託するようにすることが有効です。

フリーランスが組織する組合において、組合員のフリーランスが発注者から業務を受託する際に利用できる、フリーランスの権利が保護される内容の標準契約書又は標準契約約款を作成し、組合員のフリーランスが使用する契約書に「XXXXXXXX組合の標準契約書に準拠する」旨の記載を行うことによって、あるいは組合員のフリーランスが発注者を相手方として使用する見積書に「XXXXXXXX組合の標準契約約款に準拠する」旨の記載を行うことによって、組合員のフリーランスの受託する業務が、いまだ契約書無しに行われていた、ないしフリーランスにとって不利な内容により行われていた契約が、フリーランスの権利が保護される内容の契約によって規律されるようになります。

## 第2 受注者となる事業者及び その組合の方へ

### I フリーランスを組合員とする組合は、

「標準契約書」又は「標準契約約款」を作成し、組合員のフリーランスが業務の受託を受ける際に使用する契約書に「XXXXXXX組合の標準契約書に準拠する」旨の記載を行い、あるいは組合員のフリーランスが業務の受託を受ける際に使用する見積書に「XXXXXXX組合の標準契約約款に準拠する」旨の記載を行うことで、取引条件の改善、価格交渉力の強化を実現することができます。

### II 発注先(受注者)のフリーランスが発注者となる場合には、

「標準契約書」又は「標準契約約款」を作成し、組合員事業者が発注する際に使用する契約書に「XXXXXXX組合の標準契約書に準拠する」旨の記載を行い、あるいは組合員事業者が発注する際に使用する発注書に「XXXXXXX組合の標準契約約款に準拠する」旨の記載を行うことで適正な取引を実現することができます。

#### 「標準契約書又は標準契約約款の概要」

通常、組合員の取引に当たり、権利義務の内容で規定されるのは、財又はサービスの提供業務の内容、代金、業務遂行上の義務、損害の賠償、業務用物品の取扱い、契約期間、契約の解除に関する規定などです。

例えば、納入する製品やサービスの価格

納品に係る支払条件(支払期日、支払方法など)

納入する製品の品質、提供するサービスの条件などを定められます。

#### 「標準契約書又は標準契約約款を定める当たっての注意事項」

1 フリーランスの契約としては、請負契約や準委任契約に該当することが多いですが、請負と準委任(事実行為の委託)には次のような違いがあります。

- ・請負—当事者の一方が、ある仕事を完成させることを約束し、もう一方が、その仕事の完成に対して報酬を支払う契約
- ・準委任—当事者の一方が、ある業務を行うことを相手方に依頼し、相手方がその業務の遂行に対して報酬を支払う契約

2 標準業務委託契約書又は約款の主な規定内容(業務の内容)

- ・業務内容は、できるだけ具体的に記載すること。
- ・業務期間は、実施可能な期間設定にすること。

#### (支払条件)

代金(報酬)の額は、業務内容に見合う適切な価格にすることが必要です。

請負は仕事の完成に対する報酬、準委任は業務遂行に対する報酬なので、1日あたり報酬としない場合がありますが、完成までに要する時間や業務遂行に必要な期間に照らし、雇用における最低賃金を実質的に下回らない時間単価となるようにすることに留意ください。

具体的な報酬の額を個別の取引の見積書等で決めるとしても、あらかじめ標準契約書において、単価を定めたり、どのように報酬を計算するのかについて定めたり、やりおしを求める場合の費用や条件について定めておくことも考えられます。

※条件をあらかじめ定めておき、これを相手方に明示すること、後になって予想もしない安い代金(報酬)の額を提示されたり、代金に含んでいない、想定していなかった作業が追加されることを防ぐとともに、明示された条件をもとにした交渉の活発化も期待されます。

#### (支払方法)

金融機関口座への振込みなど、確実に支払いを受けられる支払方法となるように決めておくことが望めます。

#### (権利の帰属)

知的財産権が含まれる場合に、どちらの当事者に帰属することとなるのか、あらかじめ決めておくことが望めます。

また、知的財産権を譲渡したり、使用を認めるときには、その範囲を決めておくことが望まれるとともに、相当の対価も支払う必要があることに留意ください。

#### (秘密の保持)

業務遂行上で、何を秘密にするのが明確になるようにすることが望めます。

不用意に秘密保持の範囲が広がらないよう、「秘密情報」と明示されたものだけを、秘密として扱うことも考えられます。

#### (権利義務の譲渡等)

権利義務(契約上の地位)が譲渡されると契約の相手方が変わることになるので、相手の許可なく譲渡することはできないようにしておくことが望めます。

#### (契約不適合責任)

依頼を受けた通りに仕事ができないときに負わなければならない責任ですが、責任が過大なものにならないようにしておく必要があります。

受注者側に原因がない場合でも一方的に負担を求めるような内容とならないようにすることに留意ください。

#### (損害賠償)

業務遂行上で義務を果たしていないことによって損害を与えたときの責任ですが、責任が過大なものにならないように上限を設定するなどしておくことが望めます。

#### (不可抗力)

どうしても避けられない事情で、契約を実行できなくなるときのことを定めておくようにしておくことが望めます。

#### (解除)

契約が途中で打ち切られる場合を定めるものであるため、契約を解消するには重大な違反行為があったときや、相手方が破産手続を開始したときなどに限って定めるようにしておくことが望めます。

#### (中途終了の場合の扱い)

解除など契約がやむを得ない事情で途中で終了した場合の報酬の扱いを明確にしておくことが必要です。中途で終了した時点における遂行した割合に応じた報酬を支払う旨を定めることも考えられます。

#### (反社会的勢力の排除)

業務を行うことで、反社会的勢力に巻き込まれないようにするため、契約当事者が反社会的勢力に関与しないよう厳格に定め

ておくようにしておくことが望めます。

#### (存続条項)

業務委託の期間が終わったあとも秘密の取扱いなど契約後に継続させる義務を定めるようにしておくことが望めます。

#### (裁判管轄)

紛争となったとき、どこで裁判所で解決するのか定めておくことが、紛争を適切に解決するために望めます。

#### (協議事項)

契約で定めなかった事項で問題が生じたときは、お互い誠実に協議することを定めるようにしておくことが望めます。

(更にフリーランスの保護のため、契約の継続性について考えられる規定)

契約の性質上、当事者の一方または双方の財、サービスの提供が一定期間にわたって継続する契約(継続的契約)について、次のような規定が考えられます。

「当事者間に、契約締結時またはその後期間満了時まで継続的契約を更新する明示または黙示の合意が成立したものと認められる場合には、その契約は更新される。」

あるいは、「契約の目的、契約期間、従前の更新の経緯、更新を拒絶しようとする当事者の理由その他の事情に照らし、更新を拒絶することが信義則上相当でないと認められるときは、当事者は、相手方の更新の申し出を拒絶することができない。」

また、当初から一定期間、継続することが想定されている契約については、特段の意思表示をすることなく更新されるよう、また、更新しない場合であっても、前もって十分な期間を空けて通知がなされるよう、次のような規定を置くことも考えられます。

「契約期間は、契約日から●年間とする。ただし、期間満了の●か月前までに、何らの書面により通知がなされない場合には、さらに1年間同一条件でこれを更新し、以後も同様とする。」

(※1) 組合で定める前に法律専門家に「標準契約書」又は「標準契約約款」の内容をチェックしてもらいましょう!

(※2) 組合員と取引関係にある事業者と組合が団体協約、組合協約を結ぶことによって、納品する製品やサービスの最低価格などの取引条件を決めることができます。団体協約、組合協約等の組合制度の相談は、最寄りの中小企業団体中央会にお尋ね下さい。

#### 団体協約は次をクリック

[https://www.chuokai.or.jp/images/2023/07/230720\\_dantaikyoyaku.pdf](https://www.chuokai.or.jp/images/2023/07/230720_dantaikyoyaku.pdf)

(参考)  
全国中央会  
作成



## 全国中央会の取組事例②

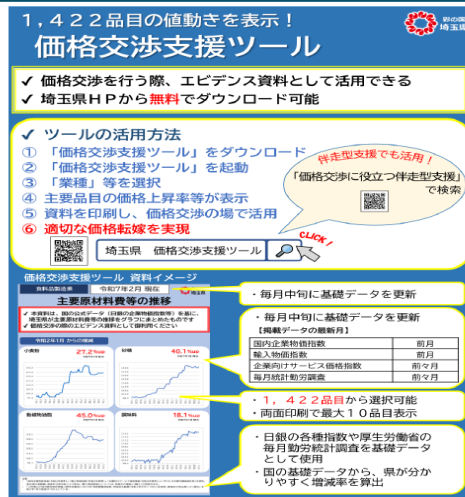
### ◆都道府県中央会事務局代表者会議にて、埼玉県価格転嫁ツールの推進の説明

#### 取組③-1

#### 価格交渉支援ツール

全国初

- 価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できるツールを開発（令和5年2月）
- 日銀や厚生労働省のデータを基にしているため、全国で利用可能（36道府県から当県HPにリンク）
- 令和7年2月に労務費データを追加する等、随時機能を更新



#### 主な特徴

- ① 県HPから、誰でも無料でダウンロード可  
ツールダウンロード数68,800回超  
(R8.5末現在)
- ② 業種や品目を選択するだけで簡単に価格交渉の参考となる資料作成できる  
(代表的な品目を記載したPDFも掲載)
- ③ 日銀や厚生労働省のデータを基にしており、資料の信頼性が高い
- ④ 1,422品目の幅広い情報を網羅  
「国内企業物価指数」(807品目)、「輸入物価指数」(375品目)、「企業向けサービス価格指数」(238品目) など
- ⑤ 毎月の日銀発表に合わせ、県が速やかにデータを更新

#### 実務担当者が使いやすいツール

- ✓ 原価の整理
- ✓ 価格交渉資料の作成
- ✓ 労務費データ等の活用
- ✓ 交渉のきっかけづくり

(資料出所)

都道府県中央会事務局代表者会議配布資料（埼玉県産業労働部産業労働政策課説明資料）  
(令和8年6月29日開催)

今、何をすべきか

次に何をすべきか

が一目で分かるガイダンス  
(実務ガイダンス)

⇒行動を示すフローチャート（実務ガイダンス）

→イメージ的には、「育児・子育てフローチャート」（人事院HP）等

## 本日のポイント

- 1 . 制度整備は進んだが、浸透・実装には課題
- 2 . 地域・規模・業種・取引構造等による多様な実態
- 3 . 取引条件の見える化の必要性
- 4 . 実務者が使えるガイダンスが必要
- 5 . **中小企業組合は実装支援の担い手**

## 官公需における価格転嫁・取引適正化の推進に向けた取組み

### 1. 官公需適格組合協議会ネットワークを活用した周知

- 全国官公需適格組合協議会を通じた周知・情報共有
- 全国官公需適格組合協議会において、官公需における価格転嫁・取引適正化の推進について情報共有
- 官公需適格組合及び協議会に対する継続的な情報発信

### 2. 都道府県中央会ネットワークを活用した横展開

- 47都道府県中央会へ情報提供を実施
- 各中央会を通じ、組合・組合員企業への周知を依頼
- 研修会、講演会、会議等の機会を活用した周知・普及

### 3. 発注機関・受注者双方の理解促進

- 官公需における価格転嫁・取引適正化の重要性について周知
- 適正な予定価格設定や契約変更に関する情報発信
- 官公需適格組合等の取組事例の共有

全国中央会・都道府県中央会・官公需適格組合協議会が連携し、  
官公需における価格転嫁・取引適正化の普及啓発を推進

## 中小企業組合等連携組織による実装支援

転注となる強い不安感、優越的地位の濫用への泣き寝入り



### 業種別組合の弁護士等専門家の活躍

- ・ 優越的地位の濫用に関する規制には、正常な商慣習に照らして不当に（公正競争阻害性）等の専門的な判断が必要
- ・ 弁護士は代理人として受託事業者に代わって、委託事業者と価格交渉
- ・ 稼ぐ力強化型の取引交渉へのアドバイス
- ・ 組合の業界基準づくり、「作業管理簿」「業務記録簿」等

**組合等連携組織を活用した実装支援が重要。  
ルールを整備する段階から、現場で実行される段階へ**

## 価格転嫁・価格交渉等公正取引に関する周知広報

### 相談しやすい環境整備と実践的な学びの機会の提供

| 「お悩みチャット相談」窓口の開設                                                                                                                                                                       | マイクロラーニングの展開                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●匿名</li><li>●秘密厳守</li><li>●弁護士等専門家が対応</li><li>●気軽に相談</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>●1分程度の動画</li><li>●成功事例</li><li>●交渉ノウハウ<br/>(取引先の納得感を得るフレーズなど)</li><li>●顧客側のメリット<br/>(デジタル化や点検精度の向上などの提案)</li></ul> |

#### 【ハードルを下げた相談体制の構築】

- ✓ 取引先に知られずに相談したいという本音に対応
- ✓ 電話や対面相談に加え、文字ベースでも
- ✓ 常設チャット窓口を開設・PR

#### 【スマートフォンで直感的に学べる動画を継続的に配信】

- ✓ 顧客側のメリット（付加価値）をセットで提案

# 中小企業組合による価格交渉力強化の取組み（団体協約制度）



## 中小企業組合による団体協約、組合協約の活用 (中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を結ぶことによって、取引条件を決めることができます。

※中小企業組合による団体協約等は、中小企業等協同組合法等の定める要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となります。独占禁止法適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の相談窓口にお問合せください。

例えば、こんな条件を決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納品に係る支払条件（支払期日、支払方法など）
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件

### 団体協約等締結の要件・効果

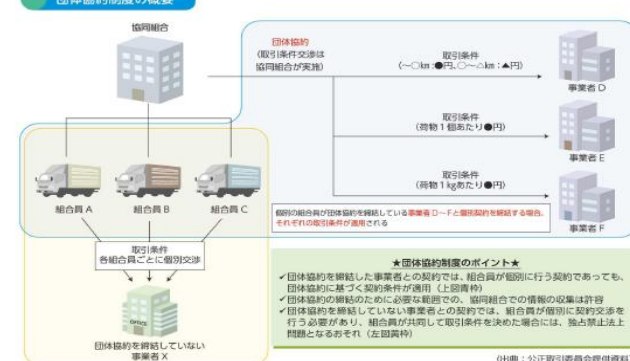
- ◆ 団体協約を締結できる組合は、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合（商工組合においては「組合協約」）です。
- ◆ 団体協約を締結する組合の事業として、定款に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」を行う旨を定める必要があります。
- ◆ 団体協約を締結する前に、その内容を総会に諮り承認を得ておく必要があります。
- ◆ 団体協約では、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約であることを明記した書面により締結する必要があります。
- ◆ 団体協約を締結すると、その効果は組合員に対して直接及びます。以後、相手方と組合員が個別に契約する取引関係においても、団体協約に基づく契約条件が適用されます。
- ◆ 交渉が不成立となった場合、行政庁に対してあっせん・調停を申請することができます。

## 団体協約等の締結で適正な取引を実現！

事業協同組合における「団体協約」の締結・交渉権は中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号（商工組合における「組合協約」は中小企業団体の組織に関する法律第17条第7項）に基づき、組合に与えられている権利です。

組合は組合員と取引関係にある事業者に対して団体協約締結の交渉の申出を行うことができ、申出を受けた取引の相手方は誠意をもって交渉に応じるものとされており、価格交渉の有効な手段の1つとして期待されています。

### 団体協約制度の概要



### 団体協約の締結例

**協同組合日本脚本家連盟**

日本脚本家連盟は、NHK、日本民間放送連盟、日本放送協会等と団体協約を締結し、連盟（組合員）に不当な個人契約が押しつけられないようにしています。

協約締結前から執筆を依頼されたときに、定められた基準より低い報酬が提示されたら、著作権の譲渡（買い取り契約）を求められ、団体協約に定められた基準が優先され、最低報酬や著作権使用料が確保されます。

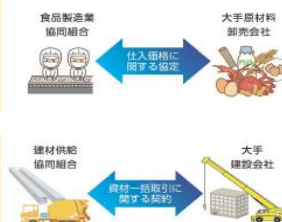
（出典：協同組合日本脚本家連盟 HP）

**日本自動車車体整備協同組合連合会**

日本自動車車体整備協同組合連合会は、大手損害保険会社4社との間で、適用する時限当たり工賃単価について、団体協約を締結しました。協約に定める単価を最低価格として、それを下回る単価で契約したものは、協約に定める単価によって契約したものとなります。

（参考：日本自動車車体整備協同組合連合会 HP）

### 団体協約等の想定例



## 団体協約制度

- ✓ 組合が組合員に代わり取引条件を協議
- ✓ 組合員企業単独では難しい交渉を後押し
- ✓ 価格交渉力強化の手段の一つ

組合員企業

中小企業組合（団体協約）

取引先企業

（参考）  
団体協約・組合協約の活用  
全国中央会